

くらしの情報案内

救急出動件数 198件
火災出動件数 3件
(12月末日現在)



町民課

☎47-12203
税の関係 ☎47-12193
役場1階 窓口1番

バイク・軽自動車などの 廃車届けは3月30日まで

軽自動車税は、バイク(原付)、オートバイ、軽四輪、小型特殊自動車などを所有している方に課税される町税です。
バイクや軽自動車などの譲渡や廃車により所有しなくなった場合は、すぐに届け出をしてください。
3月30日までに譲渡届や廃車届がない場合は、平成30年度も軽自動車税が課税されますので、期限内までに届け出をしましょう。

所得税の確定申告

平成29年分の所得税の確定申告の相談および申告書の提出を2月16日(金)から3月15日(木)まで、北見税務署および役場町民課で受け付けます。
申告書は「前年の確定申告書の控」や「確定申告の手引」などを参考にご自身で作成し、早めに提出してください。

就学にかかる経費を援助

町では、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒をもつ保護者に対して、就学にかかる経費を援助しています。
この制度に認定されると、給食費および修学旅行費の全額、虫歯などの治療費の自己負担額の全額、学用品費・体育用具費の一部が支給されます。
ご希望の方は、平成30年3月30日までに印鑑と口座番号が分かるものを持参し、教育委員会管理課へお申し込みください。
なお、年度途中の申し込みについても随時受け付けています。

管理課

☎47-12122
役場2階 窓口14番

まちからのお知らせ

1月21日～2月20日
「北方領土の日特別啓発期間」
2月7日は
「北方領土の日」
です

農地の平成29年賃借料を公表します

平成29年1月から12月までに農業基盤強化促進法に基づき、農地の賃借料を公表します。

地域	件数	最高価格	最低価格	平均価格
川北地域	11件	9,000円	2,000円	8,818円
川南地域	12件	10,000円	1,000円	5,542円
訓子府川地域	6件	6,000円	4,000円	5,583円

10 a当たり

■問合せ 農業委員会事務局 (☎47-2204)

しいたけの種菌 申し込みを受け付け

新生紀森林組合では、しいたけ菌、器具類の申し込みを受け付けています。

○申込先 新生紀森林組合 (☎52-3536)
○申込期限 3月16日(金)まで

品名	単価	内容
しいたけおが菌 1000cc入り	1,370円	ほだ木(3尺)15本分
しいたけ駒菌 500駒入り	1,740円	ほだ木(3尺)12本分
封口ウ	350円	しいたけ菌1本に1個
ドリルの刃	810円	ストッパー付き
棒移植器	1,530円	おが菌用

※ほだ木のあっせんはしません

平成30年オホーツク農業新技術セミナー

北見農業試験場などが研究開発した新品種や新技術を速やかに公表し、オホーツク地域の多くの方々に普及するため、次のとおり「平成30年オホーツク農業新技術セミナー」を開催します。
新品種や新技術のほか、地域におけるトピックも紹介します。

どなたでも参加できますので、気軽にお越しください。

○とき 2月27日(火) 13時～16時(受付12時30分～)

○ところ 北見市端野町公民館グリーンホール(北見市端野町二区471番地11)

○入場料 無料

○問合せ 北海道立総合研究機構 北見農業試験場 (☎47-2252)

また、確定申告時に、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)が必要となりますので、忘れずに持参ください。
なお、役場町民課で左記の日程により夜間および閉庁日の特設窓口を開設します。

○夜間窓口 3月5日(月)～9日(金) 17時30分～20時
○閉庁日窓口 3月10日(土)・11日(日) 10時～14時
※夜間および閉庁日の特設窓口は北見税務署では開設していませんのでご注意ください。
なお、町で行う特設窓口開設期間、納税相談および収納窓口も開設しますので、併せてご利用ください。

○問合せ 町民課町民税係

福祉保健課

☎47-5555
総合福祉センター 窓口7番

成人用肺炎球菌ワクチン 予防接種はお済みですか

今年度の高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種の接種期間が平成30

年3月31日までとなっています。今年度対象となつていない方で、接種を希望される方は、お早めに接種してください。

○対象者 平成29年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方
※対象の方であっても、過去に23種肺炎球菌英膜ポリリサッカライドワクチン(ニューモバックス)を1回以上接種したことがある方は対象外となります。

○受診方法 対象者には、すでに郵送している問診票を、医療機関に提出してください。問診票を紛失された方は、福祉保健課健康増進係でお渡します。ご連絡ください。

○接種費用 2,500円

○問合せ 福祉保健課健康増進係

高額医療・高額介護合算 制度のお知らせ

医療保険や介護保険では、それぞれ1か月ごとの自己負担限度額を超えた部分を高額療養費や高額介護サービス費として支給していますが、さらに自己負担額を軽減

するため、世帯内で医療と介護の両方を負担した場合に、1年間の自己負担額(高額療養費や高額介護サービス費を差し引いた自己負担額)の合計額がこの制度の基準額を超える場合、超えた分が申請により支給されます。

計算する期間は、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの12か月間となり、世帯全員が住民税非課税の場合は、基準額が低額に設定されます。

町の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方には、町から申請を勧奨するための通知をします。なお、計算期間中に世帯や医療保険に異動があった方は、通知がない場合がありますのでお問い合わせください。

○問合せ 福祉保健課医療給付係・介護保険係

消防署訓子府支署

☎47-12419

高齢者世帯防火訪問

消防署では、悲惨な火災を未然に防ぐため防火訪問を実施しています。なお、70歳以上で一人暮らし